

災害時における物流業務等に関する協定

江 戸 川 区

一般社団法人 東京都トラック協会江戸川支部

災害時における物流業務等に関する協定

災害時における物流業務等に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し要請する物流業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- (2) 物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。
- (3) 物資輸送拠点 江戸川区地域防災計画に定める地域内輸送拠点のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。
- (4) 避難所 江戸川区地域防災計画に定める避難所をいう。
- (5) 災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。） 災害時に乙が江戸川区災害対策本部・生活振興部本部（以下「災害対策本部」という。）及び物資輸送拠点へ派遣する物流業務等に関する実務の見識や経験を有する物流専門家であり、それぞれ本部コーディネーター、拠点コーディネーターという。
- (6) 物流業務等 次に掲げる業務をいう。
 - ア 物資等の輸送
 - イ 物資等の保管
 - ウ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、搬出等
 - エ 物流業務に必要な車両、施設、荷役機械または資機材の供給
 - オ コーディネーターの派遣
 - カ アからオまでに掲げる業務のほか、甲乙協議により必要と認める業務
- (7) 供給車両 乙の会員が所有する車両であって、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力要請）

第3条 甲は災害時、乙に対して物流業務等に関する協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、原則として協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

（コーディネーター）

第4条 乙は、乙の会員からコーディネーターを指名し、平常時においてあらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

- 2 本部コーディネーターは、第3条第1項の規定に基づく要請があったとき又は江戸川

区内で震度5強以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部に参集し、状況に応じて拠点コーディネーターの派遣を要請する。

3 本部コーディネーターは、前項の規定にかかわらず参集できないときは、速やかに乙及び甲に連絡し、その後の対応については甲乙協議のうえ決定する。

4 コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 物資輸送拠点と避難所との間における物資等の輸送ルート策定並びに輸送手段の確保等に係る助言及び調整
- (2) 物資輸送拠点における物資の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、搬出等に係る助言及び調整
- (3) 物資輸送拠点の管理運営、新たな物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整
- (4) 物資等の配分計画の立案、在庫管理等に関する助言および調整
- (5) その他物流業務等全般に関する助言及び調整

(報告等)

第5条 乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して遅滞なく次に掲げる事項を業務終了報告書(第2号様式)により報告するものとする。

- (1) 物資等の輸送に従事した乙の会員名、供給車両数、車種及び人員
- (2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量
- (4) コーディネーターが業務に従事した期間及び人員
- (5) その他甲が必要と認める事項

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の規定による要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議のうえ決定する。

4 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて物流業務等を継続するものとする。

3 前項に規定にかかわらず、物流業務等の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲乙協議のうえ決定する。

(補償等)

第8条 甲は、本協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(保有車両等の報告)

第9条 乙は、甲に対し、毎年4月に車両保有台数及び供給可能台数を報告する。

(燃料の確保)

第10条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(被災自治体支援への協力)

第13条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、平成30年3月22日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定細目)

第15条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

附則

- 1 昭和62年2月26日締結の「災害時における緊急輸送業務等に関する協定」及び同「協定細目」は廃止する。
- 2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 東京都江戸川区中央1丁目4番1号

江戸川区長 多田 正見



乙 東京都江戸川区西葛西7丁目28番8号
一般社団法人 東京都トラック協会江戸川支部

支部長 森本 勝也

